

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和4年3月

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局

重層的支援体制整備事業と地方創生施策 との連携について

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

1

1 重層的支援体制整備事業と地方創生施策 との連携の全体像

2

重層的支援体制整備事業のⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援それぞれにおいて、地方創生施策との連携による相乗効果の発揮が期待される。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

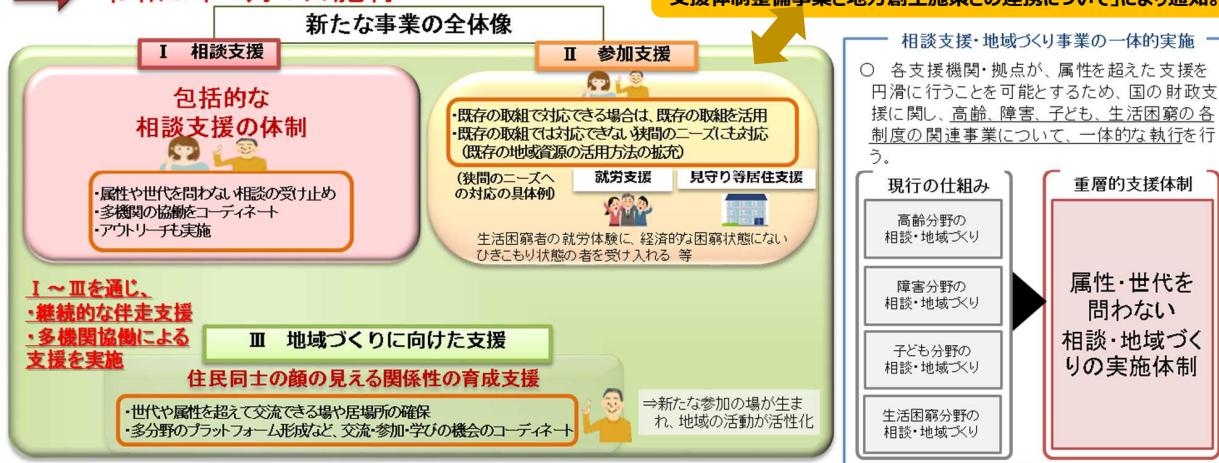
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(み屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

令和3年4月1日施行

地方創生施策との連携について、令和3年12月1日付け事務連絡「重層的支援体制整備事業と地方創生施策との連携について」により通知。



3

重層的支援体制整備事業との連携が想定される地方創生施策は、市町村の創意工夫により様々な事業の活用が考えられるが、その一例として次の事業が挙げられる。

(1) 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進

女性、高齢者、障害者など誰もが、一人ひとりの個性と多様性を尊重され、それぞれの希望に応じて能力を発揮することで、居場所と役割をもってつながり、生涯を通じて健康でアクティブに活躍することによって、活性化するコミュニティづくりを目指すものとして、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れづくり」等の機能を有するコミュニティを実現する取組。

(2) 小さな拠点の形成

小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組。

(3) 地域運営組織の形成

地域の生活や暮らしを守るため、地域でくらす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

(4) エリアマネジメント活動の推進

地域の生活環境の向上や来訪者・滞在者の増加を通じた収益力の向上を図り、地域再生を実現していくため、市民・民間事業者・NPOなどが主体となって行う公共的空間の利活用、清掃・防犯などの活動、イベントの開催等を通じた、まちのゆとりとにぎわいづくりなどのまちづくりを行う取組。

(5) 地方就労・自立支援事業の推進

誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くことができるような地域社会の実現に向けて、農業分野との連携等により、ひとり親家庭、若年無業者等が地方に住み、地域で能力開発を進め、ワーク・ライフ・バランスが確保された安定的な就労を得ることによる自立を支援する取組。

4

重層的支援体制整備事業と地方創生施策との連携は、Ⅰ 相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援それぞれで次のとおり想定される。

Ⅰ 相談支援

- ・ 生涯活躍のまち事業の一環として設けられた高齢者や障害者など多様な人々がそれぞれ役割をもって活躍する機会を活用し、普段は自ら支援を求めることがなく福祉との接点が少ない人との相互交流を通じて、必要な時に支援が可能となるような体制をつくるような事業。
- ・ 地域運営組織や小さな拠点における見守りサービス等の住民支援事業との協働により、本人との関係性の構築に向けた支援を行うような事業。

Ⅱ 参加支援

- ・ 生涯活躍のまち事業の一環として行われる高齢者の孤立などの地域課題の解決に向けた取組と合わせて、空き家や遊休公共施設などの既存資源を活用した新規の交流イベントを開催することなどにより、移住者や高齢者など地域とのつながりの希薄化が懸念される人々の社会参加の促進とコミュニティの活性化を同時に行うような事業。
- ・ エリアマネジメント活動や、関係人口と地域との協働によって創出された事業や、小さな拠点における祭り等のイベント運営などについて、ひきこもり状態にあった者や障害福祉サービスの対象とはならないが、一般就労が困難な者などのコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場や中間的就労として活用するような事業。
- ・ 地方就労・自立支援事業として行われる農業分野などと連携しながらひとり親や若年無業者などの地方での就労を通じた自立できる環境整備との協働により、参加支援事業の実施効果の向上を図るような事業。

Ⅲ 地域づくり地域づくりに向けた支援

- ・ 生涯活躍のまち事業における多世代交流の拠点の場等で、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業を実施することにより、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な地域づくりを推進し、地域における属性を問わない多様な主体の参画を促すような事業。
- ・ 小さな拠点における地域づくり事業において育成された地域づくり人材との連携・協働により、これまで結びつきなかった人と人とがつながり、新たな参加の場を創出するような事業。

2 重層的支援体制整備事業との連携が想定される地方創生施策の具体的内容（例）

- これまでの中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、制度の縦割りを超え、**全世代を対象**として移住者や関係人口、地元住民など「**誰もが居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくり**」等を推進する。
- コミュニティづくりにあたっては、エリア全体の魅力向上や空間デザインといった観点を視野に入れ、「**活躍・しごと**」、「**交流・居場所**」、「**住まい**」、「**健康**」の4つの機能を確保することに加え、**都市と地方の人材循環**を通じた「**人の流れづくり**」を推進する。

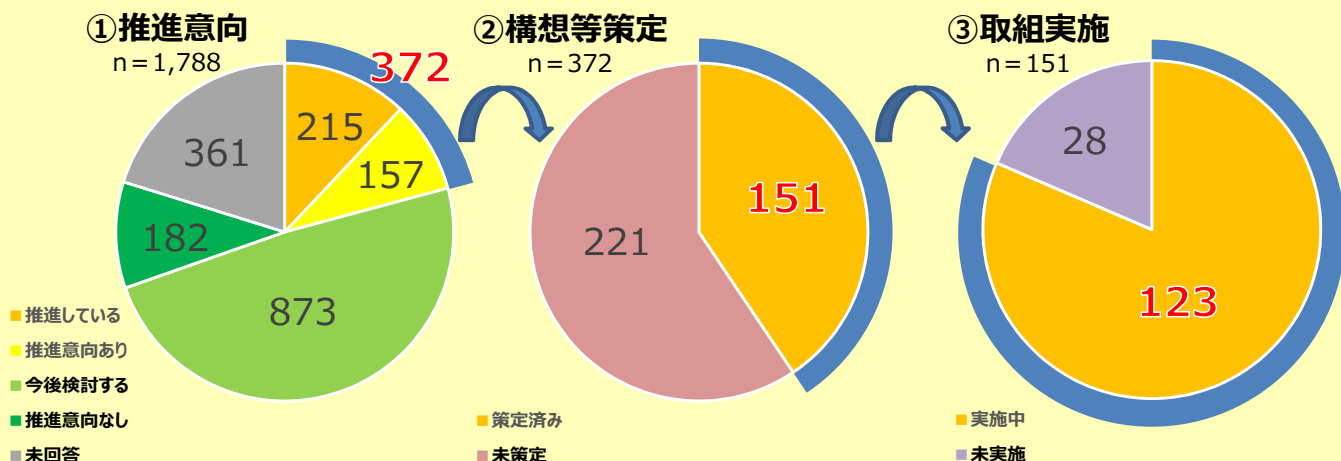


<調査概要>

- 「生涯活躍のまち」に関する地方公共団体の意向等を把握するため、令和3年10月1日付で、「生涯活躍のまちに関する各地域の意向等調査」を実施（調査対象：全国の地方公共団体全て）。

<調査結果概要>

- 「生涯活躍のまち」に関する取組を推進している、または推進意向がある地方公共団体は**372団体**（推進団体215団体・推進意向団体157団体）
- 取組を推進している、または推進意向がある地方公共団体のうち、**「生涯活躍のまち」に関する構想等※を策定している団体は151団体（昨年度：132団体）**
- ・「生涯活躍のまち」に関する構想等に基づき、取組を実施している団体は**123団体（昨年度：82団体）**



※「生涯活躍のまち」にかかる「構想」「基本計画」のほか、地域再生計画（地方再生法第5条第4項第1号）を含む。

小さな拠点・地域運営組織の形成について① <事業の概要>

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所(2021年度:1,408箇所)形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%(2021年度:85%)とすることを目指す。

日用品等の販売

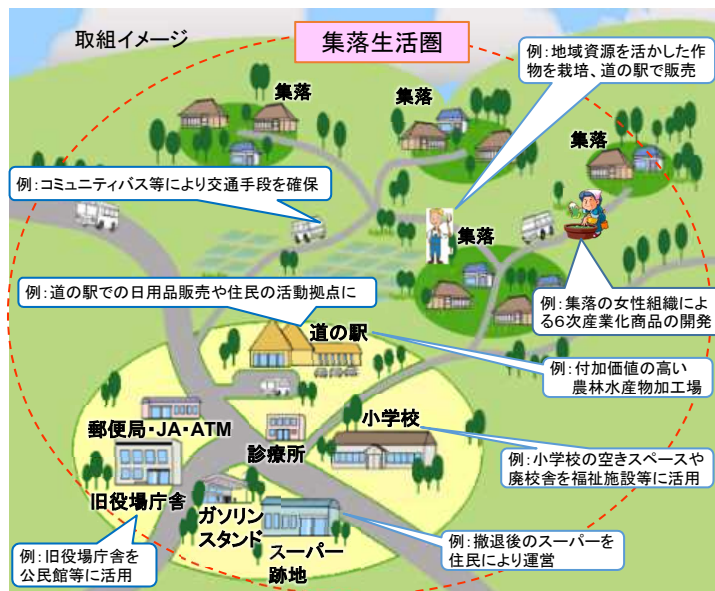
ガソリンスタンドの運営

産直市場の運営

カフェ・サロンの運営

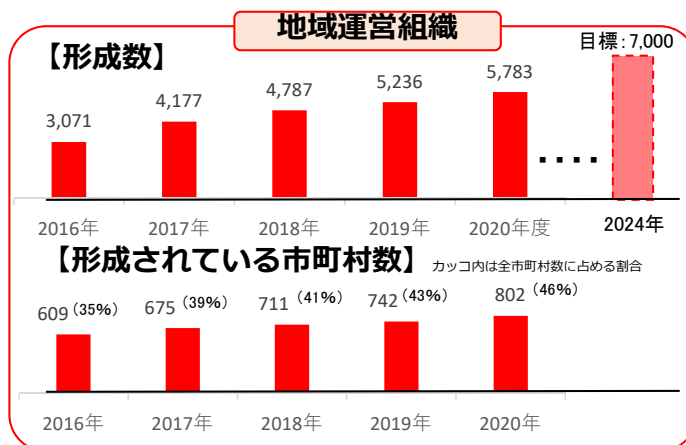
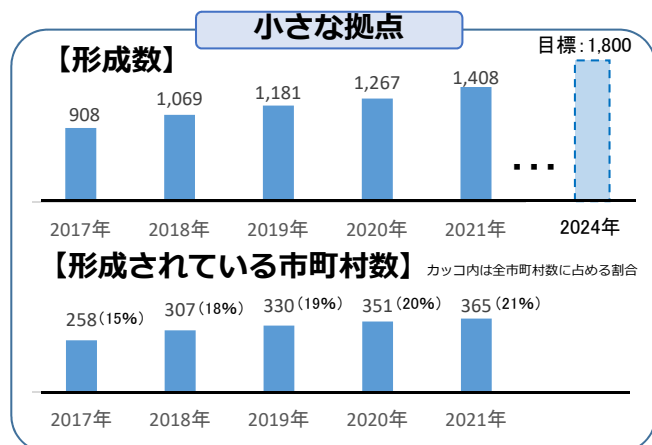
移動手段の確保(公共交通)

買い物代行・宅配・見守りサービス



中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

小さな拠点・地域運営組織の形成について② <地方公共団体における取組状況(実態)>



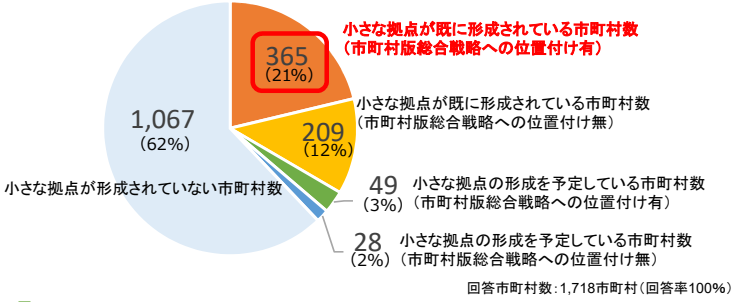
	過疎関係市町村※(820)	非過疎市町村(921)	合計(1,741)	
小さな拠点	市町村数	267 (過疎関係市町村の33%)	98 (非過疎市町村の11%)	365 (全市町村の21%)
	形成数	1,158	250	1,408
地域運営組織	市町村数	398 (過疎関係市町村の49%)	404 (非過疎市町村の44%)	802 (全市町村の46%)
	形成数	2,714	3,069	5,783

※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(令和3年4月時点)

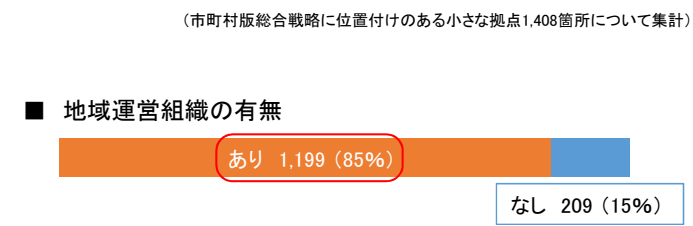
出典:平成28年度～令和3年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(内閣府地方創生推進事務局)、令和元年度 地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(総務省地域力創造グループ地域振興室)、平成28年度～平成30年度、令和2年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(令和3年4月現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

- 回答のあった市町村のうち、約33%にあたる574市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は365市町村(約21%)あり、**全国で1,408箇所**(2020年度:1,267箇所)の小さな拠点が形成
- 1,408箇所のうち、85%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

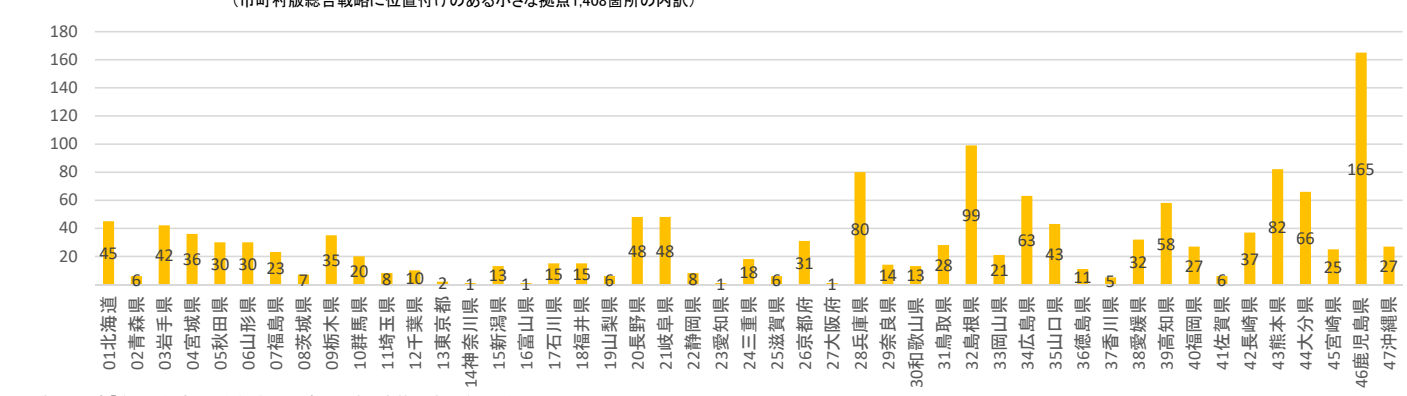
小さな拠点の現況



小さな拠点における地域運営組織の現況



都道府県別の小さな拠点の形成状況



エリアマネジメントについて① <事業の概要>

エリアマネジメントの背景・定義



「エリアマネジメント」の定義

- ・ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組 (国土交通省)
- ・ 特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取組 (内閣府)

エリアマネジメントの要素

- 1 地域の関係者が主体的に取り組む活動である**
 - ・ 地域の人々が責任を持って、地域のことを考え、地域に必要な取組を実践していく
- 2 官と民の連携がベースとなる**
 - ・ 共に活動していくには、地域において「絆と信頼」を確立し、様々な協議、検討、実践を進めていくことが重要
- 3 経済的価値のみならず様々な価値を創出する**
 - ・ エリアマネジメント活動は賑わいの創出以外にも、良好な環境の維持や、まちのコミュニティづくり、地域活力の回復・増進、地域への愛着や満足度の高まりなど、様々な地域価値の創出、向上に貢献

エリアマネジメントについて② <全国における取組状況>

エリアマネジメントの活動内容は、エリアの特性に応じて様々ですが、実施している団体の多い順に並べると以下のとおりです*。多様なエリアマネジメント活動が地域や団体にに応じて行われていることがうかがえます。

*「エリアマネジメントの実施状況と効果に関するアンケート調査」(2014年度。京都大学、国土交通省、和歌山大学の共同調査。対象は都市再生整備計画策定済の826市町村であり、回答数は746市町村。)より。

1 まちの賑わいづくり (イベント・アクティビティ)

季節に応じたイベントの開催等により、多くのひとを呼び込み、まちの賑わいを創出するための取組です。企業、学校、地域団体等、様々な組織の連携が進められています。



▲福岡ストリートパーティ [福岡県福岡市]※1 (串道を封鎖し出店すること等によりわくわく感を演出)
▲サッポロフラワーカーペット [北海道札幌市]※2 (北3条広場の夏のイベント。ポランディアが花びらを敷き詰め制作に参加)

3-2 まちのコミュニティづくり

多様な関係者による地域特性に応じた魅力ある地域づくりを推進するため、関係者の信頼を醸成しながら、「育てる」と視野に入れた、自主的な地域ルールをつくる活動のほかに、関係者の交流を促進するとともに、地域づくりの担い手を育成する新たなコミュニティを生み出す取組も進められています。



▲御成川大学 [石川県七尾市]※7 (市民有志により結成された運営委員会が、七尾をはじめ能登半島全体をキャンパスにしたイベント、ワークショップ、セミナーなどを開催。メインキャンパスは、元北陸銀行であった建物をリノベーションし、その中にまちの外と建物の中を結ぶ象徴的な長机を設置)

2 防災・防犯、環境維持

2-1 まちの清掃・防犯

まちの快適性を高めることを目的として、ゴミ拾い等の清掃活動のほか、防犯講習会を実施するなど、就業者等が共同してエリアの清掃・防犯に取り組んでいます。



▲はかた駅前通りの清掃活動 [福岡県福岡市]※3 (博多まちづくり推進協議会のクリーンデー・緑化活動)
▲名古屋駅前のおもてなし花壇 [愛知県名古屋市中区]※4 (愛知県が花き産出額日本一を誇ることをPRする取組の一環として、名古屋駅前まちづくり協議会が30か所約145㎡の花壇に愛知県産花きを提供し、花によるおもてなしを実施)

4 まちの情報発信

まちに関する情報を広く発信し、知名度向上が図られています。また、来街者・就業者・地域住民等に対して効果的なまち案内ができるようなインフォメーションボードやウェブサイト等の運営に取り組んでいます。



▲デジタルサイネージの活用 [大阪府大阪市]※8 (梅田エリアに点在するデジタルサイネージ端末を活用し、梅田地区エリアマネジメント実践連絡会がエリアイベント等の情報を発信。(写真は、会員企業による多言語デジタルサイネージ [Umeda II])
▲丸の内ワークガイド [東京都千代田区]※9 (大丸の魅力を歩いて体感することを目的に、週3日のコース(大手町、丸の内、有楽町)を大丸有エリアマネジメント協会が実施)

2-2 まちの防災

企業やテナント間の連携を強化することや帰宅困難者を受け入れるための備蓄倉庫を整備するなどにより、地域の防災能力向上を目指しています。合同避難訓練の実施や、行政との連携によって様々な活動が行われています。



▲六本木ヒルズ備蓄倉庫(食糧用) [東京都港区]※5 (帰宅困難者を受け入れるにあたり食糧等を備蓄)
▲震災訓練 [東京都港区]※5 (六本木ヒルズ自治会と森ビル株式会社の共催による震災訓練)

5 公共施設・公共空間の整備・管理 (エリアマネジメント広告・オープンカフェ等)

道路、広場等の公共施設や公共空間、私有地において、屋外広告物を企業に販売することや、オープンカフェやイベント等利権が上がる事業を実施し、得られた広告収入等をエリアマネジメントの財源に充てる活動です。デザイン性の高いフラッグを掲出すること等により、結果的にまちの賑わいづくりにも役立っています。



▲那珂川オープンカフェ [福岡県福岡市]※1 (天神地区の憩いと賑わい空間を創出するため、We Love天神協議会が那珂川の河川敷である水上公園でオープンカフェを展開。売上の3%をまちづくり活動の支援金としてテナントからWe Love天神協議会に拠出)
▲エリアマネジメント広告 [愛知県名古屋市中区]※4 (街路灯カバーや、工事用仮囲い広告をエリアマネジメント広告として活用)

3 地域ルールづくり・コミュニティづくり

3-1 地域ルールによる良好な景観の形成等

まちづくりの方針やガイドライン等に基づいて、統一感のある景観を形成するための取組です。街並み、緑化空間、公開空地等を適切に維持・管理することにより、快適で質の高い景観づくりが行われています。



▲枚方宿での五六市 [大阪府枚方市]※6 (東海道に大阪までの4宿を加え、五十七次とも呼ばれるが、その56番目の宿場町として栄えた枚方宿で、枚方宿地区まちづくり協議会が毎月第2日曜日に開催し、毎月約200店舗が参加)
▲ライトアップされた高野街道の街並み [大阪府河内長野市]※6 (高野街道では、ライトアップのほかに、川床でホタルを見ながら食事を楽しむ「螢の宴」や周辺住民の玄関先に杉玉を吊るす「杉玉のある町並み」といった取組を実施)

6 民間施設の公的利活用 (空き家・空き地等)

平成5年以降の20年間で、空き家は1.8倍*、空き地は1.2倍**に増加しています。使われていない空き家・空き地を地域の手で再利用し、まちの拠点として再生するなど活動が行われています。



▲蔵カフェ&コミュニティスペース [愛知県豊田市]※10 (豊田まちづくり圏により、商店街の中で長年空き家となっていた築100年の蔵と古民家を子育て世代のコミュニティ施設MAMATOCO(ママトコ)として再生)
▲桜城址公園 [愛知県豊田市]※10 (MAMATOCO(ママトコ)と隣接する公園であり、毎月第3土曜日に行われるStreet & Park Marketの会場として活用)

*大阪府は平成27年度補正予算「地方創生加速交付金」(第3次)を活用し、「日本版BID制度実現に向けた普及活動・支援業務」として古河の枚方宿や高野街道を含む淀川向道や街道などに着目したフォーラム等を実施。

(写真提供) ※1 We Love 天神協議会 ※2 札幌駅前まちづくり株式会社 ※3 博多まちづくり協議会 ※4 名古屋駅前まちづくり協議会 ※5 森ビル株式会社 ※6 大阪府 ※7 森記製菓園 ※8 梅田地区エリアマネジメント実践連絡会 ※9 大丸有エリアマネジメント協会 ※10 豊田まちづくり株式会社

重層的支援体制整備事業と地方創生施策との連携についての詳細は、次のURLに掲載する事務連絡「重層的支援体制整備事業と地方創生施策との連携について(令和3年12月1日付け)」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisayakaiportal/kitei/>

なお、本通知の内容については、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局(旧まち・ひと・しごと創生本部事務局)及び内閣府地方創生推進室から、各都道府県、市町村地方創生部局宛て事務連絡「地方創生施策と重層的支援体制整備事業との連携について(令和3年12月1日付け)」により通知されており、「重層的支援体制整備事業」担当部局からの働きかけに積極的に対応し、地方創生施策と重層的支援体制整備事業との連携、相互理解の促進に努め、その関連する施策との有機的な連携により相乗効果が発揮されるよう検討を依頼しています。

今後、地方創生部局との連携を検討される際には、参考にしてください。